

# 兵役法と聴覚障害者

松延秀一(京都大学文学部図書室)

あらまし: 本発表は兵役法(1927-1945)における聴覚障害者に対する兵役免除規定について紹介するものである。なお、兵役法以前の徴兵令における規定については近畿歴史研究グループの勉強会で発表した。要するに、聴覚障害者(広くは身体障害者)は、基本的に、徴兵令一兵役法体制下の徴兵検査で丁種不合格となり、兵役義務からは免れていたと言ってよい。

キーワード: 兵役法、徴兵令、兵役免除、徴兵検査

## 兵役法の規定

一九二七(昭和二)年、若槻礼次郎内閣(陸相は宇垣一成陸軍大将)において、徴兵令を改正した兵役法が法律第四十七号として公布された。改正理由については、入営期間の短縮や総動員体制への即応等が挙げられているが、本稿では省略し、聴覚にかかわる免役規定に絞って紹介しよう。法令の引用は各年度の『法令全書』によった。原書房から復刻版が出ている。引用文中の[ ]は松延による。

目的規定たる第一条はこうである。

帝国臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

さて身体検査については第三十二条に結果の区分規定があった。以下のとおり。

- 一 現役ニ適スル者
- ニ 国民兵役ニ適スルモ現役ニ適セサル者
- 三 兵役ニ適セサル者
- 四 兵役ノ適否ヲ判定シ難キ者

そのうえで、第三十五条でこう規定された。

兵役ニ適セサル者ハ兵役ヲ免除ス

さらに第三十七条があって、検査せずとも兵役に適しない身体的状況とわかっている場合は証

明書があれば検査そのものを免除することができる規定となっていた。この規定の意図は、現在から見れば当たり前すぎてよくわからないが、徴兵検査時の軍医の負担を軽減するためであろうか。加藤陽子『徴兵制と近代日本』(吉川弘文館、一九九六)では、社会政策的配慮のあらわれとしている(一九七ページ)。条文は以下のとおりである。

徴兵検査ヲ受クヘキ者[、]勅令(ちよくれい)ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ適セスト認ムル疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異常ノ者ナルトキハ[、]其ノ事実ヲ証明スヘキ書類ニ基キ身体検査ヲ行フコトナク兵役ヲ免除スルコトヲ得

この条文について、軍医向けの手引きである『徴兵検査研究録』(陸軍軍医団、一九二八。復刻版が『近代日本軍隊教育・生活マニュアル資料集成』昭和編一、柏書房、二〇一〇、所収)では、以下のように不正つまり徴兵逃れが起きないように注意している。

身体検査ヲ行フコトナク兵役免除スルノ処分ヲ為スハ重大ナル異例ニ属スルモノ[・・・]之ヲ軽々ニ取扱フヘキモノニ非ス[。]十分慎重ナル調査ヲ為シ苟(いやしく)モ其ノ間ニ不正カ行ハルル如キコトヲ戒(いまし)メサルヘカラス(原本三六ページ)

兵役法の成立を受けて、同年十一月、「兵役法施行令」が勅令第三百三十号として出された。その第五款が徴兵検査である。その第六十八条と六十九条に係る規定があった。まず六十八条では次のとおり。

兵役法第三十二条第二項ノ規定ニ依ル標準及同法第三十三条ニ規定スル体格等位左ノ如シ

とあり、その三として、以下のように丁種の条件を規定した。

兵役ニ適セサル者ハ身長一・五〇メートル未満ノ者及左ニ掲クル疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異常アル者トス[。]之ヲ丁種トス

として、以下に(イ)から(ツ)まで病名を列挙していた。

[前略]

(ト) 盲

(チ) 聾

(リ) 啞

[以下略]

この条は、検査受検を前提として、例示された病気・障害に該当すれば丁種に区分されることを示していた。

続いて、第六十九条において、兵役法第三十七条により検査を受けなくても証明書のみで免除できる実例を以下のように一から七まで挙げた。

兵役法第三十七条ノ規定ニ依リ兵役を免除スルコトヲ得ル疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異常左ノ如シ

[前略]

五 両耳全ク聾(ろう)シタルモノ

六 啞

[以下略]

以上二つの条文には、「聾」と「両耳全ク聾シタル」という違いがある。前者の「聾」は検査を前提としているので、おそらく今日の重度難聴くらいの意味であり、検査免除の後者が全聾ということであろう。

施行令と同時に、「兵役法施行規則」が陸軍省令第二十四号として出された。実務的手続を定めたものである。第十五条にこうある。免除の範囲は限定されていることを念押ししたものであろう。

武官ノ候補者又ハ兵卒ノ候補者ニ対シ兵役ヲ免除スルハ[、][施行]令第六十八条第一項第三号ニ掲クル疾病又ハ精神ノ異常アル者ニ限ル

さらに、百二十五条にこうある。これは、検査免除に該当するなら免除願を出せ、という条文である。

[施行]令第六十九条ニ掲クル疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異常ニ依リ身体検査ヲ受ケ難キ者ハ[、]本人ヨリ兵役免除願ヲ徴兵検査当日迄ニ本籍地ノ兵事官、支庁又ハ市長ニ差出スヘシ・・・

付け加えると、この施行規則には付表第二があつて、兵種とその身体的条件が例示されていた。兵種とは、歩兵とか騎兵であるが、そのどれにも、「聴力完全」という条件が付されていた。聴力についての条件が記されていないのは、工兵、鉄道兵、輜重(しちょう)輸卒(ゆそつ)という、白兵戦を行わない兵種であつたが、これらとて、全聾では不可能であろう。

### 兵役法下の聴力検査

では、兵役法のもとで聴力検査はどう行われたか。

一九二八年三月、「陸軍身体検査規則」が陸軍省令第九号として出された。第三条はこうであつた。

疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異常ニ因リ一見丁種又ハ不合格ト為スヘキ事項ヲ発見シタルトキハ

[、]特ニ規定スルモノヲ除クノ外ハ爾後(じご)ノ検査ヲ省略シ体格等位及合格不合格ヲ判定スヘシ

検査中に異常が見つかったら、以後の検査項目については省略し判定することを担当軍医に求めた規定である。そして第十九条に聴能検査が規定されていた。長くなるが、引用しておこう。

聴能検査ハ受検者ヲシテ検者ノ前方二米(メートル)ノ位置ニ於テ可検耳ヲ検者ニ向ケテ直立シ[、]両眼ヲ閉ヂ湿シタル指頭ヲ以テ他側ノ耳ヲ閉塞セシメ[、]検者ノ唱フル呬(じ)語ヲ迅速ニ復唱セシメテ其ノ健否ヲ検査スヘシ

以前(徴兵令のとき)と同様、二メートル離れて片耳を湿らせた指で閉じ、他方の耳を検査担当者に向け、両眼を閉じ、その担当者のささやき声を聞き取ってそのまま発声する、という方法である。このとき指を湿らせる液体として、二パーセントの硼酸水が指定された(前掲『徴兵検査研究録』原本四八ページ)。これで聞き取れなかったらどうするか。

聴能ニ障碍アル者ハ一時検査ヲ中止シ更ニ検査ノ閑ナルトキニ之ヲ再検シ[、]必要アルトキハ別室ニ於テ精査シ其ノ原因及程度ヲ検査スヘシ

つまり、再検査し、場合によっては精密検査をしろというわけである。とはいっても、オーディオメーター(聴力検査機)のない時代であるから、おおざっぱな「検査」にとどまったであろう。以上は聴能であるが、外見的な検査もあった。

聴器検査ハ耳翼(じよく)[、]外聴道及鼓膜ノ状態ヲ検査シ[、]必要アルトキハ欧氏(おうし)管ノ通否ヲ検査スヘシ

欧氏管とは、エウスタキオ管、つまり耳管のことで、中耳と咽喉とをつないでいる管である。

その検査も含まれていたのである。

この規則の付録第二に検査結果の分類表があった。聴力については以下のとおりである。

- 第一乙 片耳ノ鼓膜穿孔(せんこう)ニシテ聴力ニ妨ゲナキモノ
- 第二乙 両耳ノ鼓膜穿孔ニシテ聴力ニ妨ゲナキモノ  
対話ニ妨ゲナキ両耳ノ難聴
- 丙 両耳ノ難聴、片耳ノ聾  
中耳ノ慢性病、両耳ノ鼓膜穿孔ニシテ機能障碍アルモノ、重キ吃
- 丁 両耳ノ著シキ難聴、両耳聾、内耳病、  
啞

この表を見ると一九一〇(明治四十三年)年どきの附録とほぼ同様であることがわかる。聴覚になんらかの異常があると甲種合格はなく、鼓膜に穴があいていると乙種に分類された。片耳聾だと、丙種である。乙、丙は兵役適格とはいうものの、甲種に次ぐとされた。この表についての説明が前掲『徴兵検査研究録』の附録第四にあった(原本一六四ページ)。こうである。

丙種欄中「両耳ノ難聴」ノ程度ハ両耳共呬語ノ聴距〇・五「メートル」以下ニ減シタルモノヲ謂ヒ[、]丁種欄中「両耳ノ著シキ難聴」ハ聾ニ近キモノヲ謂フ

〇・五メートルつまり五〇センチ以下まで近づかないとささやき声が聞き取れなければ難聴で丙種、ということであり、著しい難聴は聾同様に丁種不合格ということであった。

このような検査方法が敗戦まで続いたのかといえば、そうではなかった。「陸軍身体検査規則」はその後も細かい改正が続くが、聴力検査については、一九三七(昭和十二年)年二月、陸軍省令第二号において以下のように改正された。

第十九条 聴能ノ検査ハ聴器検査時低話声ヲ以テ問診ヲ行ヒ[、]其応答ニ依リ判定スベシ

兵種選定上必要アル者ニハ更ニ音又ヲ以テスル  
検査ヲ行フモノトス

これを読むと、以前より簡略化された印象を受ける。アジア歴史資料センターで公開されている史料「陸軍身体検査規則中改正ノ件」にある改正要旨の中にこうある。(レファレンス番号C01001534400。原本は、「陸軍省大日記甲輯昭和十二年」、防衛省防衛研究所所蔵)

二、徴集人員ノ増加並ニ特業分化ノ趨勢ニ鑑ミ  
〔、〕兵業ヲ妨ゲサル程度ニ於テ検査規格ヲ  
緩和ス

この時点では日中戦争はまだ始まっていなかったが、それでも受検人数は漸増していたから(加藤前掲書、六六ページ)、検査担当軍医の負担緩和のためであろうか。

一九三九(昭和十四)年十一月に兵役法施行令が改正され(勅令第七六八号)、第三乙種区分が追加された。それを受けて一九四〇(昭和十五年)年一月に検査規則(陸軍省令第三号)、三月に兵役法施行規則が改正され(陸軍省令第七号)、「第三乙種」区分が追加されるとともに、施行規則付表第二の兵種選定標準表から「聴力完全」の表現がある兵種が削減された。歩兵等が該当する。このことは、難聴と判定される聴覚障害者の動員可能性が高まることを意味した。その後、一九四四(昭和十九)年十二月には陸軍省令第五十六号をもって「昭和二十年度徴兵身体検査規則」が出され、聴力についてはその第十六条で規定された。内容は一九三七年改正と同様である。こうした改正を積み重ねたあげく、敗戦を迎えることになった。

## むすびに代えて

兵役法および関連法令が廃止されたのは、一九四五(昭和二十年)年十一月である。八月十五日の「玉音放送」以後軍は実質上解体過程にあったが、ここにおいて民衆は「兵隊に取られる」という恐怖から名実ともに解放されたのである。

ここまでの長々しい引用の連続で、兵役法、兵役法施行令、兵役法施行規則、そして、陸軍身体検査規則と連なる徴兵検査の制度を聴覚に限ってではあるが、垣間見たことになる。このように、軍からの除外は明治以来一貫していたといえる。ただ敗戦直前の根こそぎ動員の時期には難聴で乙種・丙種合格と判定された聴覚障害者の動員可能性は高まったが、統計は未見である。いずれにしても、昭和戦前期の聴覚障害者、とくに聾者の徴兵検査および銃後体験は、この徴兵検査制度を前提として理解する必要がある。

そして、昭和期の聾教育でどのような内容の教育が行われたのか。即ち、兵士になることはない、という前提での教育とはどのようなものであったか。そして、総動員体制下ではどうだったか。

早急な体験の掘り起こしが求められる。

## 追記

引用文献については本文中の括弧内に『』で記した。統計については、明治後期つまり徴兵令の時期に限定されるが、「徴兵検査不合格の聴覚障害者数について」『聾史レポート集』第一集(近畿聾史研究グループ、二〇一〇)で紹介しておいた。